

東京外国語大学国際社会学部に開設する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等に関する規程

〔平成 31 年 3 月 19 日〕  
規則 第 52 号

改正 令和 3 年 1 月 13 日国際社会学部規則第 1 号  
令和 4 年 2 月 9 日国際社会学部規則第 6 号  
令和 5 年 1 月 11 日国際社会学部規則第 2 号

東京外国語大学国際社会学部に開設する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等に関する規程（平成 24 年 3 月 27 日制定）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則（昭和 52 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。）第 29 条及び第 44 条第 2 項に基づき、東京外国語大学国際社会学部に開設する授業科目及び単位数に関する規程（平成 24 年規則第 13 号）に規定する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等について必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第 2 条 この規程において、次の用語は次表に定める。

- (1) 「所属地域」とは、本学入学時に決定された地域をいう。
- (2) 「専攻言語」とは、本学入学時に決定された言語をいう。
- (3) 「非モジュール」とは、第 1 年次において 1 年を通して文法・会話・作文・講読等の授業科目を開講し、一括して 10 単位を修得することが必要な専攻言語科目の履修方法をいう。
- (4) 「モジュール」とは、セメスター単位で文法・会話・作文・講読等のジャンルと難易度により授業を編成し、1 単位毎に単位を修得する専攻言語科目の履修方法をいう。

2 「専攻言語の履修方法」は、次表のとおりとする。

所属地域	専攻言語	専攻言語の履修方法
北西ヨーロッパ	英語	非モジュール
中央ヨーロッパ	ドイツ語	非モジュール
中央ヨーロッパ	ポーランド語	モジュール
中央ヨーロッパ	チェコ語	モジュール
西南ヨーロッパ	フランス語	非モジュール
西南ヨーロッパ	イタリア語	非モジュール
イベリア	スペイン語	非モジュール
イベリア	ポルトガル語	非モジュール
ラテンアメリカ	スペイン語	非モジュール

ラテンアメリカ	ポルトガル語	モジュール
ロシア	ロシア語	非モジュール
北アメリカ	英語	非モジュール
中央アジア	ロシア語	非モジュール
中央アジア	モンゴル語	モジュール
東アジア	中国語	非モジュール
東アジア	朝鮮語	非モジュール
東南アジア	インドネシア語	モジュール
東南アジア	マレーシア語	モジュール
東南アジア	フィリピン語	モジュール
東南アジア	タイ語	モジュール
東南アジア	ラオス語	モジュール
東南アジア	ベトナム語	モジュール
東南アジア	カンボジア語	モジュール
東南アジア	ビルマ語	モジュール
南アジア	ウルドゥー語	モジュール
南アジア	ヒンディー語	モジュール
南アジア	ベンガル語	モジュール
中東	アラビア語	非モジュール
中東	ペルシア語	モジュール
中東	トルコ語	モジュール
アフリカ	英語	モジュール
オセアニア	英語	モジュール

(卒業所要単位数)

第3条 学則第44条第1項に定める卒業所要単位数125単位は、次に掲げる授業科目の区分により修得しなければならない。

(1) 基礎科目 3 単位

- (2) 教養科目 16 単位以上
- (3) 言語科目 36 単位以上
- (4) 地域科目 6 単位以上
- (5) 導入科目 8 単位以上
- (6) 概論科目 6 単位以上
- (7) 専門科目 32 単位以上
- (8) 卒業研究 8 単位
- (9) 関連科目 0 単位以上

3 単位の計算方法は、学則第30条に定めるところによる。

(履修方法等)

第4条 各所属地域の授業科目の標準履修年次及び最低修得単位数は、次の各号に掲げる  
とおりとする。

- (1) 別表1 中央ヨーロッパ、西南ヨーロッパ、ロシア、イベリア・ラテンアメリカ、  
東アジア、中東の非モジュール
- (2) 別表2 中央ヨーロッパ、中央アジア、東南アジア、南アジア、中東のモジュー  
ル
- (3) 別表3 北西ヨーロッパ、北アメリカ
- (4) 別表4 中央アジア（専攻言語ロシア語）
- (5) 別表5 アフリカ
- (6) 別表6 オセアニア

(言語科目専攻言語科目的読替等)

第5条 専攻言語の既習得者については、第1年次又は第2年次専攻言語科目の一部又は  
全部の履修を別に定める指定科目とすることができる。

(言語科目的履修制限)

第6条 言語科目的専攻言語科目は、入学時に決定された専攻言語以外の専攻言語科目を  
履修することはできない。

2 言語科目的G L I P 英語科目、教養外国語科目及び諸地域言語科目は、原則として、  
次の場合、履修することはできない。

- (1) 各言語の母語話者によるG L I P 英語科目、教養外国語科目及び諸地域言語科目  
の履修
- (2) 専攻言語と同一言語の教養外国語科目及び諸地域言語科目の履修  
(専門科目的専門演習科目的履修)

第7条 専門科目的専門演習科目は、第3年次以降に4単位を必修するものとする。

(専門科目的卒業研究演習の履修)

第8条 卒業研究演習は、第4年次に指導教員の指導のもとで4単位必修するものとする。  
(卒業研究)

第9条 卒業研究は論文執筆等により、第4年次に8単位を必修するものとする。  
(関連科目)

第10条 関連科目は、他学部の専修プログラム又は他大学の授業科目で修得した単位を  
もって充てることができる。

(教職科目)

第11条 教育職員免許状の授与を受ける場合に必要な科目は、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第66条の6に規定する科目的単位を含め、別表7から別表11に掲げるところにより、それぞれ必要単位数を修得するものとする。

(履修要件)

第12条 言語科目的専攻言語科目Iのうち、非モジュールに該当する言語を履修する者は、第1年次に10単位修得していない場合、第2年次の言語科目的専攻言語科目IIを履修することができない。

(進級要件)

第13条 第2年次末までに次表の授業科目を修得した者は、国際社会学部教授会の議を経て第3年次進級を決定する。

授業科目区分	授業科目	所属地域	単位
基礎科目	基礎リテラシー	全地域共通	1
	基礎演習	全地域共通	2

授業科目群	所属地域	単位
導入科目	全地域共通	8(所属履修コースの2単位を含む)

授業科目群	所属地域	単位
地域科目	全地域共通	6

	授業科目区分	所属地域	単位
言語科目	専攻言語科目	中央ヨーロッパ、西南ヨーロッパ 、イベリア・ラテンアメリカ 、ロシア、東アジア、中央アジア(モンゴル語)、東南アジア、南アジア、中東	15
	専攻言語科目	北西ヨーロッパ、北アメリカ	15
	専攻言語科目	中央アジア(ロシア語)	15(専攻言語ウズベク語を含む)
	専攻言語科目 教養外国語科目	アフリカ	15(教養外国語の指定1言語を含む)
	専攻言語科目 教養外国語科目 諸地域言語科目	オセアニア	15(教養外国語又は諸地域言語の指定1言語を含む)

(履修コースの選択及び決定)

第14条 履修コースは、第2年次に3コース（地域社会研究コース、現代世界論コース及び国際関係コース）から一つを選択するものとする。

2 国際社会学部長が教育上有益と認めるときは、決定した履修コースを変更することができる。

(履修登録の制限)

第15条 履修登録は、年間50単位を上限とする。ただし、第3年次編入学生及び教職課程を履修する学生については、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、前年度において30単位以上を修得し、かつ、その成績のGPAが3.0以上の学生については、年間54単位を上限とすることができる。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、各授業の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の規定にかかわらず、平成31年3月31日に在学する学生に係る授業科目及び単位数については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の規定にかかわらず、令和4年3月31日に在学する学生のうち、第2条に定める所属地域が「オセアニア」である者に係る別表6の授業科目及び単位数については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日に在学する学生に係る教職に関する科目の内、改正前の別表9に定める「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」を修得した場合は、改正後の別表9に定める事項「総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法」を満たしたものとみなす。

別表1（第4条第1号関係）

## 標準履修年次及び最低修得単位数

中央ヨーロッパ、西南ヨーロッパ、ロシア、イベリア・ラテンアメリカ、東アジア、中東の非モジュール

	科目群	授業科目区分 等		標準履修年次	最低修得単位	
世界教養	基礎科目	基礎科目	基礎リテラシー	第1年次春学期・第2年次春学期	1単位	
			基礎演習	第1年次秋学期・第2年次秋学期	2単位	
プログラム	教養科目	教養科目		第1年次春学期～第4年次秋学期	16単位以上	
プログラム	言語科目	専攻言語科目	専攻言語科目Ⅰ	第1年次春学期・秋学期	10単位	
			専攻言語科目Ⅱ	第2年次春学期・秋学期	10単位	
			専攻言語科目Ⅲ	第3年次春学期～第4年次秋学期		
	G L I P 英語科目又は教養外国語科目 注1		第1年次春学期～第4年次秋学期		6単位	
	諸地域言語科目		第1年次春学期～第4年次秋学期		10単位以上 注2	
	地域科目	地域基礎科目		第1年次春学期～第2年次秋学期	6単位以上	
専修プログラム	導入科目	導入科目	所属コース	第1年次春学期～第4年次秋学期	2単位以上	
			所属及び所属コース以外		6単位以上	
プログラム	概論科目	概論科目	所属コース	第2年次春学期～第4年次秋学期	4単位以上	
			所属及び所属コース以外		2単位以上	
プログラム	専門科目	講義・専門演習注3	所属コース	[講義] 第2年次秋学期～第4年次秋学期	16単位以上	
			所属及び所属コース以外		12単位以上	
	卒業研究演習 注4		[専門演習] 第3年次春学期～第4年次秋学期			
				第4年次春学期・秋学期	4単位	

卒業研究	第4年次春学期・秋学期	8単位
関連科目 注5	第1年次春学期～第4年次秋学期	0単位以上
最低修得単位		1 2 5 単位

#### 備考

- ① 専攻言語科目は、入学時に決定された専攻言語に限り履修できるものとし、他の専攻言語科目は履修することはできない。
- ② 注1 G L I P 英語科目又は教養外国語科目のいずれか1言語を選択し、G L I P 英語科目はA 4 単位、B 2 単位の6 単位を、教養外国語は○○語Bを2 単位以上含み6 単位修得するものとする。
- ③ 注2 専攻言語Ⅲ、G L I P 英語科目、教養外国語科目及び諸地域言語科目の中から選択し、10 单位以上修得するものとする。
- ④ 注3 専門演習4 单位以上を含むものとする。
- ⑤ 注4 指導教員の卒業研究演習を修得するものとする。
- ⑥ 注5 関連科目は、他学部の専修プログラム又は他大学の授業科目で修得した単位をもって充てることができる。

別表2（第4条第2号関係）

標準履修年次及び最低修得単位数

所属地域：中央ヨーロッパ、中央アジア、東南アジア、南アジア、中東のモジュール

	科目群	授業科目区分 等		標準履修年次	最低修得単位	
世界教養	基礎科目	基礎科目	基礎リテラシー	第1年次春学期・第2年次春学期	1単位	
			基礎演習	第1年次秋学期・第2年次秋学期	2単位	
プログラム	教養科目	教養科目		第1年次春学期～第4年次秋学期	16単位以上	
言語科目	専攻言語科目	専攻言語科目Ⅰ	専攻言語科目Ⅰ	第1年次春学期・秋学期	20単位 注1	
			専攻言語科目Ⅱ	第2年次春学期・秋学期		
			専攻言語科目Ⅲ	第3年次春学期～第4年次秋学期		
	G L I P 英語科目又は教養外国語科目 注2		G L I P 英語科目又は教養外国語科目 注2	第1年次春学期～第4年次秋学期	6単位	
	諸地域言語科目		諸地域言語科目	第1年次春学期～第4年次秋学期	10単位以上 注3	
地域科目	地域基礎科目		地域基礎科目	第1年次春学期～第2年次秋学期	6単位以上	
専修プログラム	導入科目	導入科目	所属コース	第1年次春学期～第4年次秋学期	2単位以上	
			所属及び所属コース以外		6単位以上	
概論科目	概論科目	所属コース	第2年次春学期～第4年次秋学期	4単位以上		
		所属及び所属コース以外		2単位以上		
専門科目	講義・専門演習	所属コース 注4	[講義] 第2年次秋学期～第4年次秋学期	[講義] 第2年次秋学期～第4年次秋学期	16単位以上	
		所属及び所属コース以外	[専門演習] 第3年次春学期～第4年次秋学期		12単位以上	
	卒業研究演習 注5		卒業研究演習 注5	第4年次春学期・秋学期	4単位	
	卒業研究		卒業研究	第4年次春学期・秋学期	8単位	

関連科目 注 6	第 1 年次春学期～第 4 年 次秋学期	0 単位以上
最低修得単位		1 2 5 単位

#### 備考

- ① 専攻言語科目は、入学時に決定された専攻言語に限り履修できるものとし、他の専攻言語科目は履修することはできない。
- ② 注 1 専攻言語科目は、専攻言語科目Ⅰ、専攻言語科目Ⅱ、専攻言語科目Ⅲのいずれかを選択し、20 単位を修得するものとする。
- ③ 注 2 G L I P 英語科目又は教養外国語科目のいずれか 1 言語を選択し、G L I P 英語科目は A 4 単位、B 2 単位の 6 単位を、教養外国語は ○○ 語 B を 2 単位以上含み 6 単位修得するものとする。
- ④ 注 3 10 单位は、専攻言語科目Ⅲ、G L I P 英語科目、教養外国語科目及び諸地域言語科目の中から選択し、修得するものとする。
- ⑤ 注 4 専門演習 4 单位以上を含むものとする。
- ⑥ 注 5 指導教員の卒業研究演習を修得するものとする。
- ⑦ 注 6 関連科目は、他学部の専修プログラム又は他大学の授業科目で修得した単位をもって充てることができる。

別表3（第4条第3号関係）

標準履修年次及び最低修得単位数

所属地域：北西ヨーロッパ、北アメリカ

	科目群	授業科目区分 等		標準履修年次	最低修得単位	
世界教養	基礎科目	基礎科目	基礎リテラシー	第1年次春学期・第2年次春学期	1単位	
			基礎演習	第1年次秋学期・第2年次秋学期	2単位	
プログラム	教養科目	教養科目		第1年次春学期～第4年次秋学期	16単位以上	
グラム	言語科目	専攻言語科目	専攻言語科目Ⅰ 英語	第1年次春学期・秋学期	10単位	
			専攻言語科目Ⅱ 英語	第2年次春学期・秋学期	10単位	
			専攻言語科目Ⅲ 英語	第3年次春学期～第4年次秋学期	8単位	
	教養外国語科目 注1		第1年次春学期～第4年次秋学期	6単位		
	G L I P 英語科目		第1年次春学期～第4年次秋学期	2単位以上 注2		
	諸地域言語科目		第1年次春学期～第4年次秋学期			
	地域科目	地域基礎科目		第1年次春学期～第2年次秋学期	6単位以上	
専修プログラム	導入科目	導入科目	所属コース	第1年次春学期～第4年次秋学期	2単位以上	
			所属及び所属コース以外		6単位以上	
専修プログラム	概論科目	概論科目	所属コース	第2年次春学期～第4年次秋学期	4単位以上	
			所属及び所属コース以外		2単位以上	
	専門科目	講義・専門演習 注3	所属コース	[講義] 第2年次秋学期～第4年次秋学期	16単位以上	
			所属及び所属コース以外		12単位以上	
				[専門演習] 第3年次春学期～第4年次秋学期		

	卒業研究演習 注 4	第 4 年次春学期・秋学期	4 単位
	卒業研究	第 4 年次春学期・秋学期	8 単位
	関連科目 注 5	第 1 年次春学期～第 4 年 次秋学期	0 単位以上
最低修得単位			1 2 5 単位

#### 備考

- ① 専攻言語科目は、入学時に決定された専攻言語に限り履修できるものとし、他の専攻言語科目は履修することはできない。
- ② 注 1 教養外国語科目は、いずれか 1 言語を選択し、○○語 B を 2 単位以上含み 6 単位修得するものとする。
- ③ 注 2 2 単位は、専攻言語科目Ⅲ、G L I P 英語科目、教養外国語科目及び諸地域言語科目の中から選択し、修得するものとする。
- ④ 注 3 専門演習 4 単位以上を含むものとする。
- ⑤ 注 4 指導教員の卒業研究演習を修得するものとする。
- ⑥ 注 5 関連科目は、他学部の専修プログラム又は他大学の授業科目で修得した単位をもって充てることができる。

別表4（第4条第4号関係）

標準履修年次及び最低修得単位数

所属地域：中央アジア（専攻言語ロシア語）

	科目群	授業科目区分 等		標準履修年次	最低修得単位
世界教養	基礎科目	基礎科目	基礎リテラシー	第1年次春学期・第2年次春学期	1単位
			基礎演習	第1年次秋学期・第2年次秋学期	2単位
プログラム	教養科目	教養科目		第1年次春学期～第4年次秋学期	16単位以上
言語科目	専攻言語科目	専攻言語科目ロシア語Ⅰ	専攻言語科目ロシア語Ⅰ	第1年次春学期・秋学期	10単位
			専攻言語科目ウズベク語	第2年次春学期～第3年次秋学期	12単位
			専攻言語科目ロシア語Ⅱ	第2年次春学期・秋学期	4単位
			専攻言語科目ロシア語Ⅲ	第3年次春学期～第4年次秋学期	10単位以上 注1
		G L I P 英語科目		第1年次春学期～第4年次秋学期	
		教養外国語科目		第1年次春学期～第4年次秋学期	
		諸地域言語科目		第1年次春学期～第4年次秋学期	
地域科目	地域基礎科目		地域基礎科目	第1年次春学期～第2年次秋学期	6単位以上
専修プログラム	導入科目	導入科目	所属コース	第1年次春学期～第4年次秋学期	2単位以上
			所属及び所属コース以外		6単位以上
専修プログラム	概論科目	概論科目	所属コース	第2年次春学期～第4年次秋学期	4単位以上
			所属及び所属コース以外		2単位以上
専修プログラム	専門科目	講義・専門演習	所属コース 注2	[講義] 第2年次秋学期～第4年次秋学期	16単位以上
			所属及び所属コース以外	[専門演習]	12単位以上

		第3年次春学期～第4年 次秋学期	
	卒業研究演習 注3	第4年次春学期・秋学期	4単位
	卒業研究	第4年次春学期・秋学期	8単位
	関連科目 注4	第1年次春学期～第4年 次秋学期	0単位以上
	最低修得単位		1 2 5 単位

#### 備考

- ① 専攻言語科目は、入学時に決定された専攻言語に限り履修できるものとし、他の専攻言語科目は履修することはできない。
- ② 注1 10単位は、専攻言語科目ロシア語Ⅱ、専攻言語科目ロシア語Ⅲ、G L I P 英語科目、教養外国語科目又は諸地域言語科目の中から選択し、修得するものとする。
- ③ 注2 専門演習4単位以上を含むものとする。
- ④ 注3 指導教員の卒業研究演習を修得するものとする。
- ⑤ 注4 関連科目は、他学部の専修プログラム又は他大学の授業科目で修得した単位をもって充てることができる。

別表5（第4条第5号関係）

標準履修年次及び最低修得単位数

所属地域：アフリカ

	科目群	授業科目区分 等		標準履修年次	最低修得単位
世界教養	基礎科目	基礎科目	基礎リテラシー	第1年次春学期・第2年次春学期	1単位
			基礎演習	第1年次秋学期・第2年次秋学期	2単位
プログラム	教養科目	教養科目		第1年次春学期～第4年次秋学期	16単位以上
グローバル	言語科目	専攻言語科目	専攻言語科目Ⅰ 英語	第1年次春学期・秋学期	14単位
			専攻言語科目Ⅱ 英語	第2年次春学期・秋学期	
	教養外国語科目 注1	フランス語、ポルトガル語又はアラビア語	フランス語、ポルトガル語又はアラビア語	第1年次春学期～第4年次秋学期	8単位
	G L I P 英語科目		第1年次春学期～第4年次秋学期		14単位以上 注2
	教養外国語科目(フランス語・ポルトガル語、アラビア語以外)		第1年次春学期～第4年次秋学期		
	諸地域言語科目		第1年次春学期～第4年次秋学期		
地域科目	地域基礎科目		第1年次春学期～第2年次秋学期	6単位以上	
専修プログラム	導入科目	導入科目	所属コース	第1年次春学期～第4年次秋学期	2単位以上
			所属及び所属コース以外		6単位以上
グローバル	概論科目	概論科目	所属コース	第2年次春学期～第4年次秋学期	4単位以上
			所属及び所属コース以外		2単位以上
専門科目	講義・専門演習 注3	所属コース	[講義]	第2年次秋学期～第4年次秋学期	16単位以上
		所属及び所属コース以外	[専門演習]		12単位以上

		第3年次春学期～第4年 次秋学期	
	卒業研究演習 注4	第4年次春学期・秋学期	4単位
	卒業研究	第4年次春学期・秋学期	8単位
	関連科目 注5	第1年次春学期～第4年 次秋学期	0単位以上
	最低修得単位		125単位

#### 備考

- ① 専攻言語科目は、入学時に決定された専攻言語に限り履修できるものとし、他の専攻言語科目は履修することはできない。
- ② 注1 教養外国語科目のうち、フランス語、ポルトガル語又はアラビア語の1言語を選択し、8単位以上を修得するものとする。
- ③ 注2 14単位は、GLIP英語科目、教養外国語科目及び諸地域言語科目の中から選択し、修得するものとする。
- ④ 注3 専門演習4単位以上を含むものとする。
- ⑤ 注4 指導教員の卒業研究演習を修得するものとする。
- ⑥ 注5 関連科目は、他学部の専修プログラム又は他大学の授業科目で修得した単位をもって充てることができる。

別表6（第4条第6号関係）

標準履修年次及び最低修得単位数

所属地域：オセアニア

	科目群	授業科目区分 等	標準履修年次	最低修得単位
世界教養	基礎科目	基礎科目 基礎リテラシー	第1年次春学期・第2年次春学期	1単位
		基礎演習	第1年次秋学期・第2年次秋学期	2単位
プログラム	教養科目	教養科目	第1年次春学期～第4年次秋学期	16単位以上
言語科目	専攻言語科目	専攻言語科目Ⅰ 英語	第1年次春学期・秋学期	16単位
		専攻言語科目Ⅱ 英語	第2年次春学期・秋学期	
	教養外国語科目	フランス語又は中国語	第1年次春学期～第4年次秋学期	8単位 注1
	諸地域言語科目	インドネシア語、マレーシア語又はフィリピン語	第1年次春学期～第4年次秋学期	
	G L I P英語科目	第1年次春学期～第4年次秋学期		
	教養外国語科目(フランス語・中国語以外)	第1年次春学期～第4年次秋学期		12単位以上 注2
	諸地域言語科目	第1年次春学期～第4年次秋学期		
地域科目	地域基礎科目	第1年次春学期～第2年次秋学期	6単位以上	
専修プログラム	導入科目	所属コース	第1年次春学期～第4年次秋学期	2単位以上
		所属及び所属コース以外		6単位以上
専修プログラム	概論科目	所属コース	第2年次春学期～第4年次秋学期	4単位以上
		所属及び所属コース以外		2単位以上
専門科目	講義・専門演習	所属コース 注3	[講義] 第2年次秋学期～第4年次秋学期	16単位以上
		所属及び所属コース		12単位以上

	ース以外	[専門演習] 第3年次春学期～第4年次秋学期	
	卒業研究演習 注4	第4年次春学期・秋学期	4単位
	卒業研究	第4年次春学期・秋学期	8単位
	関連科目 注5	第1年次春学期～第4年次秋学期	0単位以上
	最低修得単位		125単位

#### 備考

- ① 専攻言語科目は、入学時に決定された専攻言語に限り履修できるものとし、他の専攻言語科目は履修することはできない。
- ② 注1 教養外国語科目のうちフランス語若しくは中国語又は諸地域科目のうちインドネシア語、マレーシア語若しくはフィリピン語の5言語の中から1言語を選択し、8単位以上を修得するものとする。
- ③ 注2 12単位は、G L I P 英語科目、教養外国語科目（履修した言語を除く）、諸地域言語科目（履修した諸地域言語科目を除く）の中から選択し、修得するものとする。
- ④ 注3 専門演習4単位以上を含むものとする。
- ⑤ 注4 指導教員の卒業研究演習を修得するものとする。
- ⑥ 注5 関連科目は、他学部の専修プログラム又は他大学の授業科目で修得した単位をもって充てることができる。

別表7 (第9条関係)

教科及び教科の指導法に関する科目 (社会科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		最低修得単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	開設されている科目から左記の各区分科目について、それぞれ1単位以上 計20単位
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	開設される教科教育法を8単位	

別表8 (第9条関係)

教科及び教科の指導法に関する科目 (地歴公民科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			最低修得単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史	開設されている科目から左記の各区分科目について、それぞれ 1 単位以上 計 20 単位
		外国史	
		人文地理学及び自然地理学	
		地誌	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	開設される教科教育法を 4 単位	

別表 9（第 9 条関係）

教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開講授業科目	単位
科目	左記の各科目に含めなければならない事項		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育基礎論 1	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）	教師論	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	学校教育社会学	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	学習心理学	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	1
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、	道徳の理論及び指導法	道徳教育指導論	2
	総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間指導法	2

教育相談等に関する科目	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術	教育方法・技術論（情報通信技術の活用を含む）	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導・キャリア教育論	2
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習（中・高）	5
		教育実習（高）	3
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2

別表10（第9条関係）

大学が独自に設定する科目

大学が独自に設定する科目	授業科目名	単位
	教育基礎論2	2
	教育社会学1	2
	人間科学研究1	2
	こころの科学1	2
	こころの科学2	2
	国際教育論2	2
	道徳教育指導論	2

備考1 高等学校教諭一種免許状を取得する場合は12単位、中学校教諭一種免許状を取得する場合は4単位を修得すること。

備考2 教育職員免許法第5条第1に規定する「大学が独自に設定する科目」の修得単位に次の科目を充てることができる

- ① 最低修得単位数を超えて修得した「教科に関する専門的事項」の単位
- ② 最低修得単位数を超えて修得した「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の単位（ただし、高等学校教諭一種免許状を取得する学生が履修した場合）
- ③ 最低修得単位数を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総

合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち本学における最低修得単位数を超えて修得した単位

④ 「大学が独自に設定する科目」のうち、高等学校教諭一種免許状を取得する学生が「道徳教育指導論」を修得した場合

別表11（第9条関係）

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第66条の6に規定する科目

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第66条の6に規定する科目	授業科目名	単位
	憲法1又は憲法2	2
	スポーツ1・2、舞踊1・2、体力づくり1・2	2
	情報技法1又は情報技法2	2
	英語A1～A4、専攻言語（英語）III-1～III-4	2